

工場・事業場排水のてびき

～公共下水道を使用するにあたって～

和歌山市
企業局下水道部

2026 年 9 月改訂

目 次

1. はじめに	1
2. 水質規制の法体系	1
3. 特定施設と特定事業場	2
4. 下水道に及ぼす影響と排除基準	2
公共下水道への排除基準	3
下水道法における水質規制の仕組み	5
5. 届出の順序	6
6. 公共下水道使用開始（変更）の届出	6
7. 特定施設の設置等の届出	7
8. 除害施設の設置等の届出	8
除害施設等の維持管理	8
9. 阻集器について	9
10. 特定事業場に対する規制	10
11. 立ち入り検査	10
12. 報告の徴収	10
13. 水質の測定義務等	11
特定施設一覧表	12

1. はじめに

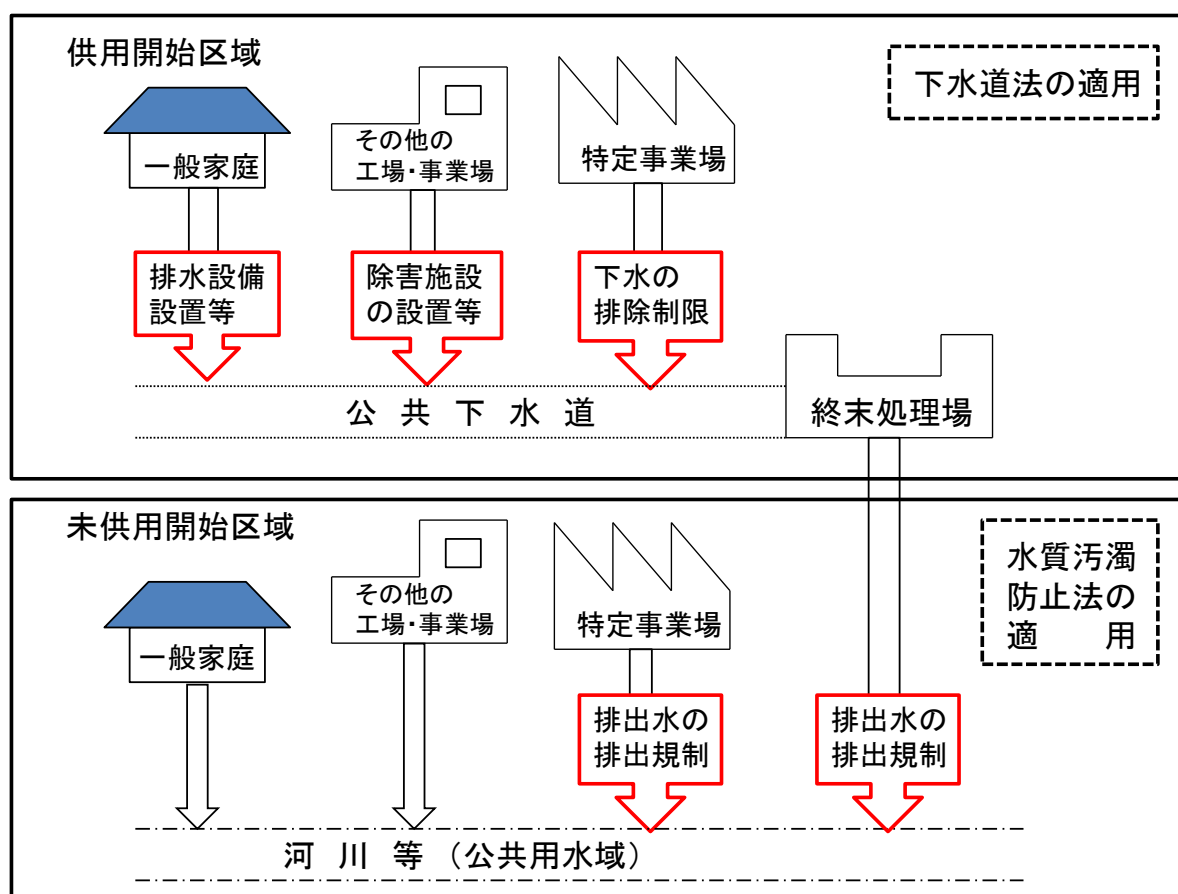
生活環境を改善し河川等への水質汚濁を防止するため、一日も早い公共下水道の完成を目指して整備を進めているところです。

下水道に入った下水は最終的には終末処理場で処理され河川等に放流されます。しかし、公共下水道に、悪質な下水がそのまま排出されますと下水管をいためたり、処理場で処理できなかったり、処理機能を著しく低下させるなど悪影響を及ぼすことになります。

下水道施設は、全市民の大切な財産であり、市民ひとり一人が公共下水道を正しく利用しなければなりません。

この手引きは、工場・事業場が公共下水道を使用時に必要な届出や排水規制等について説明したものです。内容を十分理解され適正に公共下水道を使用するように努めてください。

2. 水質規制の法体系



3. 特定施設と特定事業場

特定施設とは、工場・事業場の製造工程で人の健康及び生活環境に被害の生ずるおそれのあるものを含んだ汚水を排出する施設として、法律で定められた施設をいい、この特定施設のある工場・事業場を特定事業場といいます。

特定事業場とその他の工場・事業場では、届出書類や規制等に違いがありますので自分の工場や事業場が特定事業場に該当するかしないかをよくお調べください。

なお、特定施設については、12ページからの一覧表を参照してください。

4. 下水道に及ぼす影響と排除基準

一般に公共下水道というと、どのような水質の下水でも流せるものと思いますが実際にはそうではありません。

下水道に排除される汚水（特に工場排水）によっては、そのまま排除すると管渠を腐食させたり、詰まらせたり、また処理場へ流入すると処理機能を低下させる物質等を含んでいるものがあります。

これら工場・事業場排水による下水道に及ぼす影響は次のとおりです。

また、公共下水道へ下水を排除するに当たって次のように規制されています。

項 目	下 水 道 に 及 ぼ す 影 響
カドミウム、アルキル水銀、六価クロム、総水銀、鉛、亜鉛、銅、クロム、砒素、フッ素、有機塩素系化合物、PCB、有機燐系農薬	・微生物に対して毒性を示し、処理機能を低下させる。 ・処理場では除去を期待することが難しい物質である。 ・下水汚泥に蓄積するので、汚泥の処理処分を困難にする。
シアン	・猛毒の青酸ガスが発生して管内作業が危険におちいる場合がある。 ・微生物に低濃度で悪影響を与え、処理機能を低下させる。
フェノール類	・悪臭の原因となる。 ・シアンと同様の処理機能を低下させる。
鉄、マンガン	・他の金属のように毒性はないが多量になると散気管の目詰まりなどの障害を及ぼす。
水素イオン濃度(pH)	・他の排水との混合によって有毒ガス、悪臭ガスを発生させる。 ・金属、コンクリート製の施設を腐食する。
生物化学的酸素要求量	・処理能力に限界があり、過負荷になると処理水を悪化させる。
浮遊物質質量	・浮遊物質が管渠内に沈殿し、閉塞させたり又悪臭の原因となる。 ・処理場では汚泥除去装置に過大な負荷がかかり、過負荷のため生物処理機能が低下し、処理水を悪化させる。
鉱油、動植物油脂類	・揮発性の鉱油類は、火災、爆発の危険性がある。 ・粘性の大きい鉱油類及び動植物油脂類は管渠に付着し閉塞の原因となる。 ・活性汚泥に付着して酸素の供給を阻止し処理水を悪化させる。
沃素消費量	・管渠内を酸欠状態にする危険性がある。 ・猛毒の硫化水素を発生する危険性がある。 ・多量になれば処理場の曝気能力にも影響する。
温度	・高温排水は金属、コンクリートの腐食を促進させる。 ・他の排水との混合によって種々のガスを発生させ、悪臭の原因となる。

公共下水道への排除基準（中央・和歌川処理区）

対 象 者		特 定 事 業 場		その他の工場・事業場	
		排 水 量			
		50m ³ /日以上	50m ³ /日未満		
対象物質及び項目					
有害物質	1	カドミウム及びその化合物	0.03mg/l以下		0.03mg/l以下
	2	シアン化合物	0.5mg/l以下		0.5mg/l以下
	3	有機燐化合物	0.5mg/l以下		0.5mg/l以下
	4	鉛及びその化合物	0.1mg/l以下		0.1mg/l以下
	5	六価クロム化合物	0.2mg/l以下		0.2mg/l以下
	6	砒素及びその化合物	0.1mg/l以下		0.1mg/l以下
	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l以下		0.005mg/l以下
	8	アルキル水銀化合物	検出されないこと		検出されないこと
	9	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003mg/l以下		0.003mg/l以下
	10	トリクロロエチレン	0.1mg/l以下		0.1mg/l以下
	11	テトラクロロエチレン	0.1mg/l以下		0.1mg/l以下
	12	ジクロロメタン	0.2mg/l以下		0.2mg/l以下
	13	四塩化炭素	0.02mg/l以下		0.02mg/l以下
	14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l以下		0.04mg/l以下
	15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/l以下		1mg/l以下
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l以下		0.4mg/l以下
	17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l以下		3mg/l以下
	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l以下		0.06mg/l以下
	19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/l以下		0.02mg/l以下
	20	チ　ウ　ラ　ム	0.06mg/l以下		0.06mg/l以下
	21	シ　マ　ジ　ン	0.03mg/l以下		0.03mg/l以下
	22	チオベンカルブ	0.2mg/l以下		0.2mg/l以下
	23	ベ　ン　ゼ　ン	0.1mg/l以下		0.1mg/l以下
	24	セレン及びその化合物	0.1mg/l以下		0.1mg/l以下
	25	ほう素及びその化合物	10mg/l以下		10mg/l以下
	26	ふっ素及びその化合物	8mg/l以下		8mg/l以下
	27	1,4-ジオキサン	0.5mg/l以下		0.5mg/l以下
環境項目等	28	フェノール類	5mg/l以下	5mg/l以下	5mg/l以下
	29	銅及びその化合物	3mg/l以下	3mg/l以下	3mg/l以下
	30	亜鉛及びその化合物	2mg/l以下	2mg/l以下	2mg/l以下
	31	鉄及びその化合物（溶解性）	10mg/l以下	10mg/l以下	10mg/l以下
	32	マンガン及びその化合物（溶解性）	10mg/l以下	10mg/l以下	10mg/l以下
	33	クロム及びその化合物	2mg/l以下	2mg/l以下	2mg/l以下
	34	ダイオキシン類	10pg/l以下		10pg/l以下
	35	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/l未満		380mg/l未満
	36	水素イオン濃度（pH）	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満
	37	生物化学的酸素要求量（BOD）	600mg/l未満	600mg/l未満	600mg/l未満
	38	浮遊物質（SS）	600mg/l未満	600mg/l未満	600mg/l未満
	39	ノルマルヘキサン	5mg/l以下	5mg/l以下	5mg/l以下
		鉱油類含有量	5mg/l以下	5mg/l以下	5mg/l以下
	40	抽出物質含有量	30mg/l以下	30mg/l以下	30mg/l以下
		動植物油脂類含有量	30mg/l以下	30mg/l以下	30mg/l以下
	41	窒　素　含　有　量	240mg/l未満	240mg/l未満	240mg/l未満
	42	燐　含　有　量	32mg/l未満	32mg/l未満	32mg/l未満
	43	温　　度	45℃未満		45℃未満
	44	沃　素　消　費　量	220mg/l未満		220mg/l未満
45	* 着　色　度	日間平均80以下　最大120以下		—	
46	* 残　留　塩　素	2mg/l以下		—	

1. 太枠内は、直罰対象の排除基準を示す。

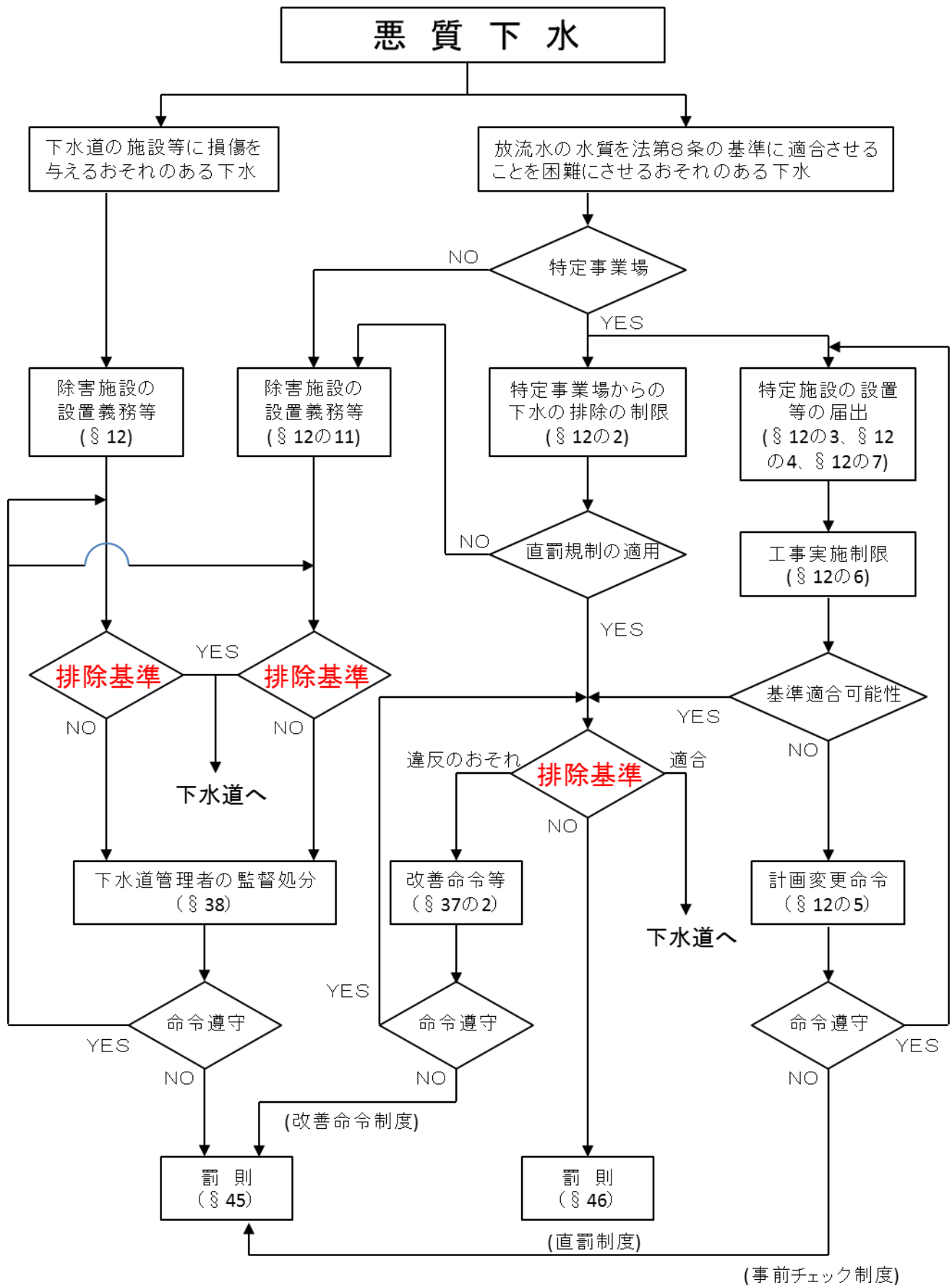
2. *の基準については、和歌山市排水の色等規制条例別表第1に定める施設を設置している工場・事業場について適用する。

公共下水道への排除基準（北部処理区）

対 象 者		特 定 事 業 場		その他の工場・事業場	
		排 水 量			
		50m ³ /日以上	50m ³ /日未満		
対象物質及び項目					
有害物質	1	カドミウム及びその化合物	0.03mg/l以下		0.03mg/l以下
	2	シアン化合物	0.5mg/l以下		0.5mg/l以下
	3	有機磷化合物	0.5mg/l以下		0.5mg/l以下
	4	鉛及びその化合物	0.1mg/l以下		0.1mg/l以下
	5	六価クロム化合物	0.2mg/l以下		0.2mg/l以下
	6	砒素及びその化合物	0.1mg/l以下		0.1mg/l以下
	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l以下		0.005mg/l以下
	8	アルキル水銀化合物	検出されないこと		検出されないこと
	9	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003mg/l以下		0.003mg/l以下
	10	トリクロロエチレン	0.1mg/l以下		0.1mg/l以下
	11	テトラクロロエチレン	0.1mg/l以下		0.1mg/l以下
	12	ジクロロメタン	0.2mg/l以下		0.2mg/l以下
	13	四塩化炭素	0.02mg/l以下		0.02mg/l以下
	14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l以下		0.04mg/l以下
	15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/l以下		1mg/l以下
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l以下		0.4mg/l以下
	17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l以下		3mg/l以下
	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l以下		0.06mg/l以下
	19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/l以下		0.02mg/l以下
	20	チ　ウ　ラ　ム	0.06mg/l以下		0.06mg/l以下
	21	シ　マ　ジ　ン	0.03mg/l以下		0.03mg/l以下
	22	チオベンカルブ	0.2mg/l以下		0.2mg/l以下
	23	ベ　ン　ゼ　ン	0.1mg/l以下		0.1mg/l以下
	24	セレン及びその化合物	0.1mg/l以下		0.1mg/l以下
	25	ほう素及びその化合物	230mg/l以下		230mg/l以下
	26	ふっ素及びその化合物	15mg/l以下		15mg/l以下
	27	1,4-ジオキサン	0.5mg/l以下		0.5mg/l以下
環境項目等	28	フ　ェ　ノ　ール　類	1mg/l以下 (5mg/l以下)	1mg/l以下	1mg/l以下
	29	銅及びその化合物	1mg/l以下 (3mg/l以下)	1mg/l以下	1mg/l以下
	30	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下 (2mg/l以下)	1mg/l以下	1mg/l以下
	31	鉄及びその化合物（溶解性）	5mg/l以下 (10mg/l以下)	5mg/l以下	5mg/l以下
	32	マンガン及びその化合物（溶解性）	5mg/l以下 (10mg/l以下)	5mg/l以下	5mg/l以下
	33	クロム及びその化合物	1mg/l以下 (2mg/l以下)	1mg/l以下	1mg/l以下
	34	ダイオキシン類	10pg/l以下		10pg/l以下
	35	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	380mg/l未満		380mg/l未満
	36	水素イオン濃度（pH）	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満
	37	生物化学的酸素要求量(BOD)	600mg/l未満	600mg/l未満	600mg/l未満
	38	浮遊物質（SS）	600mg/l未満	600mg/l未満	600mg/l未満
	39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5mg/l以下	5mg/l以下	5mg/l以下
		鉱油類含有量	30mg/l以下	30mg/l以下	30mg/l以下
		動植物油脂類含有量	30mg/l以下	30mg/l以下	30mg/l以下
	40	窒　素　含　有　量	240mg/l未満	240mg/l未満	240mg/l未満
	41	磷　含　有　量	32mg/l未満	32mg/l未満	32mg/l未満
42	温　　　　　度	45℃未満		45℃未満	
43	沃　素　消　費　量	220mg/l未満		220mg/l未満	
44	*　着　色　度	日間平均80以下　最大120以下		－	
45	*　残　留　塩　素	2mg/l以下		－	

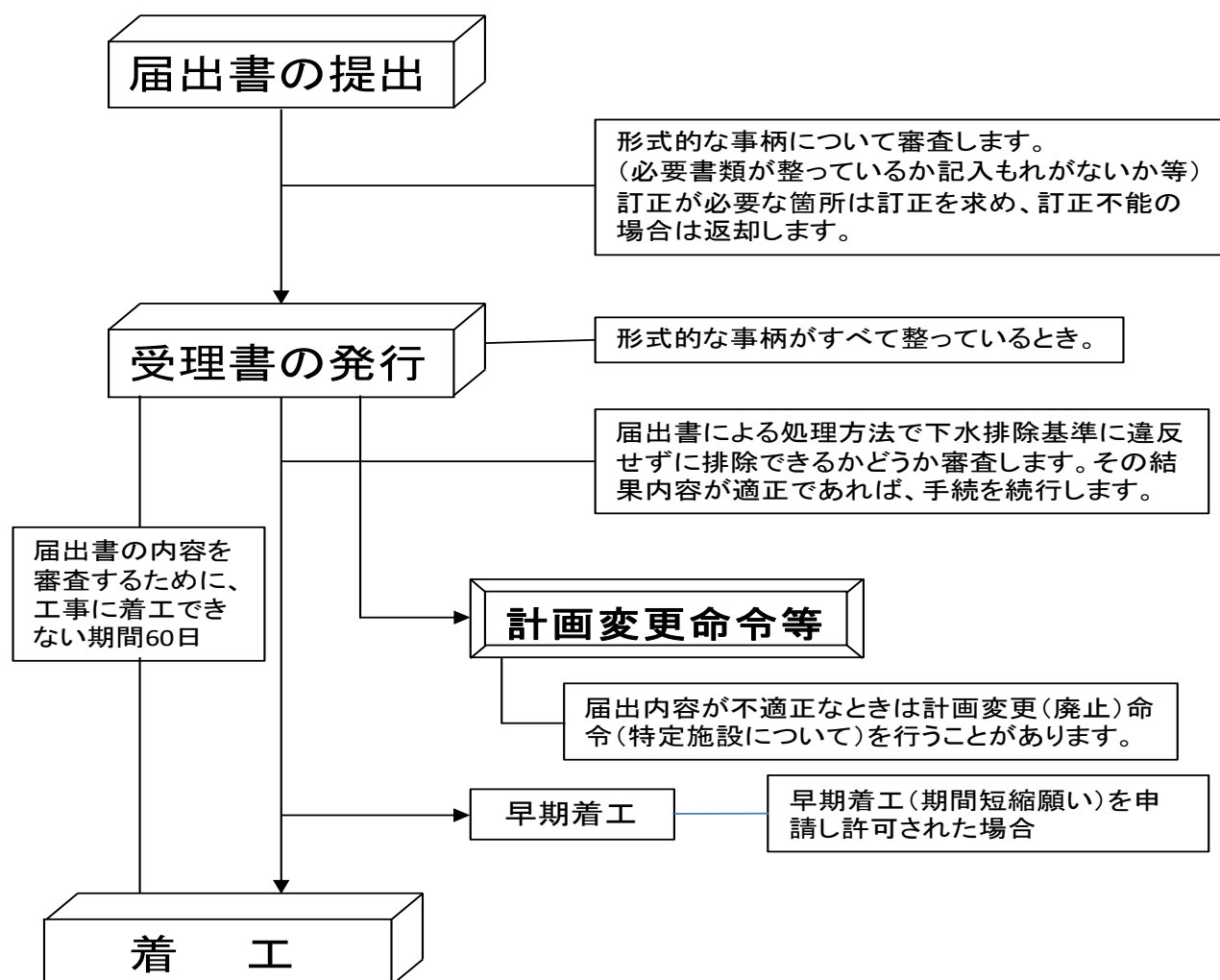
1. 環境項目等の（ ）内の数値は、1日当たり平均排水量が50m³以上500m³未満の事業場に適用する。
2. 太枠内は、直罰対象の排除基準を示す。
3. *の基準については、和歌山市排出水の色等規制条例別表第1に定める施設を設置している工場・事業場について適用する。

下水道法における水質規制の仕組み



5. 届出の順序

特定施設等を設置し（特定施設設置届）、又は変更しようとするとき（特定施設の構造等変更届）の届出の手續の順序は次のようになっています。



6. 公共下水道使用開始(変更)の届出

汚水を公共下水道に排除しようとする工場・事業場（特定事業場に限りません）で、下記に該当する場合はあらかじめ届出が必要です。

届出を要する場合	届出の種類	届出の内容
1. 日最大汚水量が50m ³ 以上の場合	公共下水道	汚水の量
2. 3～4ページの下水道排除基準を超える場合	使用開始	汚水の水質
3. 上記1、2の届出をしたのち、水質や水量に変更があった場合	(変更)届	使用開始の時期
4. 特定施設の設置者が、公共下水道を使用しようとする場合	公共下水道 使用開始届	使用開始の時期

7. 特定施設の設置等の届出

特定施設（旅館業を除く）の設置者は、公共下水道を使用する場合、次のような届出が必要です。（下水道法第12条の3、4、7、8）

届出を要する場合	届出の種類	届出の内容	届出の期限
公共下水道を使用している者で、特定施設を新しく設置しようとする場合 (法第12条の3第1項)	特定施設設置届出書	1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 2. 工場又は事業場の名称及び所在地 3. 特定施設の種類 4. 特定施設の構造 5. 特定施設の使用の方法 6. 特定施設から排出される汚水の処理の方法 7. 下水の量及び水質、用水及び排水の系統	設置の 60日前まで
公共下水道を使用している者で、既設の施設が新たに特定施設に指定された場合 (法第12条の3第2項)	特定施設使用届出書		特定施設と なった日から 30日以内
特定施設のある工場・事業場からの汚水を排除し、公共下水道を使用する場合 (法第12条の3第3項)			公共下水道を使用することとなった日から 30日以内
上記による届出の内容の内、特定施設の構造等届出内容の4～7号についての事項を変更しようとする場合 (法第12条の4)	特定施設の構造等変更届出書		変更の 60日前まで
氏名、名称、所在地等に変更があった場合及び特定施設の使用を廃止した場合 (法第12条の7)	氏名変更等届出書 特定施設使用廃止届出書	変更の内容等	変更の日から 30日以内
届出をした者から、特定施設を譲り受け又は借り受けたとき (法第12条の8第3項)	承継届出書	承継の内容等	承継の日から 30日以内
〔注〕特定施設設置届及び特定施設の構造等変更届については、この届出が受理された日から60日後でなければ工事にかかれません。ただし、理由があつて工事を急がれる場合に期間短縮を申請することができます。			

8. 除害施設の設置等の届出 下水道法第12条、第12条の11

特定事業場でない工場・事業場でも下水道へ排除しようとする汚水が排除基準を超える場合は、除害施設を設置しなければなりません。

特定事業場では特定施設設置届又は特定施設使用届の中で汚水の処理施設として届出させていただきますが、その他の工場・事業場については、除害施設設置届を提出していただくことになっています。

除害施設とは、工場・事業場からの排水の水質を、条例で定める基準に適合させるために排水を処理する施設のことをいいます。

除害施設等の維持管理

除害施設を設置すればどんな排水でも処理できるというものではありません。

日常の保守、点検、調整など維持管理が適切に行われてはじめてその機能を十分に発揮することができ、良好で安定した処理水質を得ることができます。

このためには次のような水質管理を行う必要があります。

除害施設等の運転にあたっての注意

ア. 除害施設等の運転管理方法をはっきりさせる。

イ. 除害施設等の運転日報を作成する。

- ・ 処理水量
- ・ 原水、処理水の水質
- ・ 水処理に使用した薬品の使用量、在庫量、発注量
- ・ 装置の稼働状況、保守点検等
- ・ 発生した汚泥等の管理状況
- ・ その他の必要なことから

ウ. 処理水質や装置に異常があったときは、原因の究明、適切な処置、その後の監視を十分に行う。

9. 阻集器について

阻集器の設置

建築基準法関係規定(昭和 50 年建設省告示 第 1597 号)
和歌山市下水道条例施行規程第 4 条第 5 項

排水中に油脂類、揮発油、髪の毛、石膏、糸くず、砂等が含まれる場合は、排水管・下水道管を詰まらせ、または損傷させるおそれがあるため、これらの物質を分離収集後、下水道に流さなくてはなりません。排水中のこれらの物質の流入を阻止し、分離、収集・除去する装置を阻集器といいます。

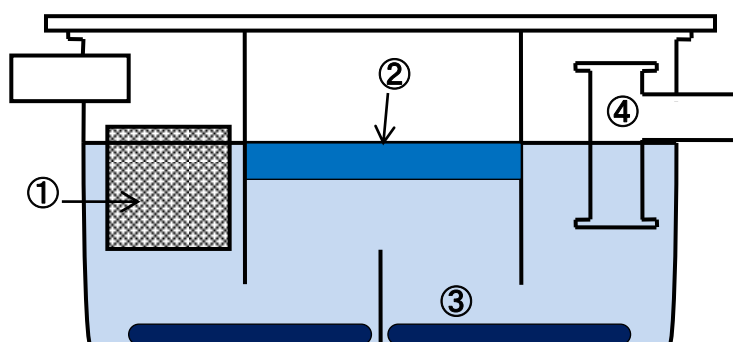
阻集器の例

グリース阻集器	飲食店舗等の厨房からの排水に含まれる油脂類を水と分離して収集する装置 (中華料理・和洋食・喫茶店等油脂類が出る店舗)
オイル阻集器	ガソリン・油類を阻集器の中で水面に浮かべ集める装置 (ガソリンスタンド・車等整備工場等)
砂阻集器	土砂・セメント等重い物質を沈殿させ収集する装置
毛髪阻集器	毛髪や不溶性物質を網目スクリーンで収集する装置 (美容院・理髪店等)
プラスタ阻集器	石膏・貴金属などの不溶性物質を沈殿させ収集する装置 (歯科医院等)

* なお、阻集器で回収した残留物は適正な処分をお願いします。

グリース阻集器の適正管理について

清掃を行わないと阻集器の能力が低下してしまいますので、日々の清掃を必ず行ってください。



- ① バスケットに溜まったゴミは毎日清掃してください。
- ② 水面に浮き上がった油分やゴミは、週 1 回以上（油分の多い場合は毎日）清掃してください。
- ③ 阻集器の底に溜まった沈殿物は月に 1 回以上除去してください。
- ④ トラップの内部の清掃は月に 1 回以上行ってください。

10. 特定事業場に対する規制

特定施設の設置者は次のような規制を受けます。

(1) 計画変更命令（下水道法第 12 条の 5）

特定施設の設置届及び構造等変更届を提出したときは、届出が受理された日から 60 日以内は、届出書の内容を審査するため特定施設の工事に着手できないことになっています。審査の結果、下水道の排除基準に適合しないと認められるときは、届出が受理された日から 60 日以内に限り、特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法に関する計画の変更又は、計画の廃止を命ぜられることがあります。

(2) 改善命令（下水道法第 37 条の 2）

特定施設の設置者が基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認められるときは、期限を定めて、特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法について改善を命じられたり、特定施設の使用もしくは下水道への汚水の排除の停止を命ぜられたりすることがあります。

(3) 罰則（下水道法第 45 条、第 46 条）

次の違反事項については、懲罰などが科されますので注意してください。

ア．基準以上の水質の下水を流して、下水の排除制限規定に違反した場合。

イ．管理者の施設の改善命令、排水の一時停止命令や計画変更命令などに違反した場合

ウ．特定施設の設置などの届出や除害施設の設置などの届出をおこたり、または虚偽の届出をした場合、およびこれらの届出にかかわる工事の実施制限規定に違反した場合。

エ．水質を測定する義務や報告の義務に違反した場合。

11. 立ち入り検査

下水道法第 13 条

公共下水道の施設や機能を守り、終末処理場からの放流水の水質を適正に保つため、工場・事業場に対し随時立ち入り、排水設備、除害施設及びその他の物件の検査を行います。

12. 報告の徴収

下水道法第 39 条の 2

特定施設及び除害施設の設置者は、公共下水道管理者の求めに応じて、事業場の状況、除害施設又は下水の水質等について、必要な報告をしなければなりません。

13. 水質の測定義務等

下水道法第12条の12

特定施設の設置者は、排水の水質を測定し、その結果を5年間保存しておかなければならないことになっています。具体的な方法は次のとおりです。

- ア. 水質の測定は、下水の水質の検定方法に関する省令に定める方法で行うことになっています。
- イ. 水質の測定頻度は、温度・pH（水素イオン濃度）については、排水の期間中1日1回以上、BOD（生物化学的酸素要求量）については、14日を超えない排水の期間ごとに1回以上、ダイオキシン類については1年を超えない排水の期間ごとに1回以上、その他の項目については、7日を超えない排水の期間ごとに1回以上行うことになっています。
- ウ. 測定のための試料は、測定しようとする下水の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取することになっています。
- エ. 水質の測定は、公共下水道への排出口ごとに公共下水道に流入する直前で公共下水道による影響の及ばない地点で行うことになっています。

項 目	測 定 頻 度
温度・pH	1日に1回以上
BOD	14日に1回以上
ダイオキシン類	1年に1回以上
その他の項目及び物質	7日に1回以上

特定施設一覧表

(水質汚濁防止法施行令 別表第1)

1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)選鉱施設 (ロ)選炭施設 (ハ)坑水中和沈でん施設 (ニ)掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)豚房施設(豚房の総面積が50m ² 未満の事業場に係るものを除く。) (ロ)牛房施設(牛房の総面積200m ² 未満の事業場に係るものを除く。) (ハ)馬房施設(馬房の総面積500m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。)(ハ)湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)水産動物原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)脱水施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)湯煮施設 (ニ)濃縮施設 (ホ)精製施設 (ヘ)ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(流送施設を含む。)(ハ)ろ過施設 (ニ)分離施設 (ホ)精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。)(ハ)搾汁施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設 (ヘ)蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)真空濃縮施設 (ホ)水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料浸せき施設 (ロ)洗浄施設(流送施設を含む。)(ハ)分離施設 (ニ)洗だめ及びこれに類する施設

15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)湯煮施設 (ハ)洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)水洗式脱臭施設 (ロ)洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)まゆ湯煮施設 (ロ)副蚕処理施設 (ハ)原料浸せき施設 (ニ)精練機及び精練そう (ホ)シルケット機 (ヘ)漂白機及び漂白そう (ト)染色施設 (チ)薬液浸透施設 (リ)のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)洗毛施設 (ロ)洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)湿式紡糸施設 (ロ)リントー又は末精練繊維の薬液処理施設 (ハ)原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)湿式バーカー (ロ)接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)湿式バーカー (ロ)薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料浸せき施設 (ロ)湿式バーカー (ハ)碎木機 (ニ)蒸解施設 (ホ)蒸解廃液濃縮施設 (ヘ)チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 (ト)漂白施設 (チ)抄紙施設(抄造施設を含む) (リ)セロハン製膜施設 (ヌ)湿式繊維板成型施設 (ル)廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)自動式フィルム現像洗浄施設 (ロ)自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)分離施設 (ハ)水洗式破碎施設 (ニ)廃ガス洗浄施設 (ホ)湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)塩水精製施設 (ロ)電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)洗浄施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 (ニ)群青製造施設のうち、水洗式分別施設 (ホ)廃ガス洗浄施設

27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)遠心分離機 (ハ)硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 (ニ)活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 (ホ)無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 (ヘ)青酸製造施設のうち、反応施設 (ト)よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 (チ)海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 (リ)バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 (ヌ)廃ガス洗浄施設 (ル)湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)湿式アセチレンガス発生施設 (ロ)酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 (ハ)ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 (ニ)アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 (ホ)塩化ビニルモノマー洗浄施設 (ヘ)クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)ベンゼン類硫酸洗浄施設 (ロ)静置分離器 (ハ)タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)蒸留施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 (ロ)ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 (ハ)フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)縮合反応施設 (ロ)水洗施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)静置分離器 (ホ)弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 (ヘ)ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 (ト)中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 (チ)ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 (リ)廃ガス洗浄施設 (ヌ)湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)脱水施設 (ハ)水洗施設 (ニ)ラテックス濃縮施設 (ホ)スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)蒸留施設 (ロ)分離施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)廃酸分離施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)洗浄施設 (ロ)分離施設 (ハ)ろ過施設 (ニ)アクリロニトリル製造施設のうち、

	急冷施設及び蒸留施設（ホ）アセトアルビデド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設（ヘ）アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設（ト）イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設（チ）エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設（リ）2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設（ヌ）シクロヘキサノン製造施設のうち酸又はアルカリによる処理施設（ル）トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設（ヲ）ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設（ワ）プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器（カ）メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設（ヨ）メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設（タ）廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの （イ）原料精製施設（ロ）塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1，4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの （イ）脱酸施設（ロ）脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの （イ）洗浄施設（ロ）抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの （イ）原料処理施設（ロ）石灰づけ施設（ハ）洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの （イ）原料処理施設（ロ）脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの （イ）水洗施設（ロ）ろ過施設（ハ）ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 （ニ）廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの （イ）動物原料処理施設（ロ）ろ過施設（ハ）分離施設（ニ）混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）（ホ）廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの （イ）脱塩施設（ロ）原油常圧蒸留施設（ハ）脱硫施設（ニ）揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設（ホ）潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更正タイヤ製造業又はゴム板製造業の用

	に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) タンニンづけ施設 (ニ) クロム浴施設 (ホ) 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 研磨洗浄施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 抄造施設 (ロ) 成型機 (ハ) 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗式破碎施設 (ロ) 水洗式分別施設 (ハ) 酸処理施設 (ニ) 脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗式破碎施設 (ロ) 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) タール及びガス液分離施設 (ロ) ガス冷却洗浄施設 (ハ) 圧延施設 (ニ) 焼入れ施設 (ホ) 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 還元そう (ロ) 電解施設(熔融塩電解施設を除く。)(ハ) 焼入れ施設 (ニ) 水銀精製施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設 (二) 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 焼入れ施設 (ロ) 電解式洗浄施設 (ハ) カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 (ニ) 水銀精製施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) タール及びガス液分離施設 (ロ) ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64の2	水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。)又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり10,000m ³ 未満の事業場に係るものを除く。) (イ) 沈でん施設 (ロ) ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設

66	電気めっき施設
66の2	エチレンオキサイド又は1, 4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)
66の3	旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2項第1条に規定するもの(下宿営業を除く。))をいう。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの(注1) (イ)ちゅう房施設 (ロ)洗濯施設 (ハ)入浴施設
66の4	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の6	飲食店(次号及び第66号の8に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が630m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客を接待し、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で、病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの (イ)ちゅう房施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	中央卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第3項に規定するものをいう。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。) (イ)卸売場 (ロ)仲卸売場
69の3	地方卸売市場(卸売市場法第2条第4項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和46年政令第221号)第2条第2号に規定するものを除く。))をいう。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000m ² 未満の事業場に係るものを除く。) (イ)卸売場 (ロ)仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)
70の2	自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800m ² 未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)洗浄施設 (ロ)焼入れ施設

	※環境省令で定める事業場は次に掲げるものとする。 (1) 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) (2) 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) (3) 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)、又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前2号に該当するものを除く。) (4) 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 (5) 保健所 (6) 検疫所 (7) 動物検疫所 (8) 植物防疫所 (9) 家畜保健衛生所 (10) 検査業に属する事業場 (11) 商品検査業に属する事業場 (12) 臨床検査業に属する事業場 (13) 犯罪鑑識施設
71の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの (イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。))をいう。)が設置するもの (ロ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 (前各号に該当するものを除く。)
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設 (前各号に該当するものを除く。)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設 (前2号に該当するものを除く。)

(ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2)

1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) 硫酸濃縮施設 (ロ) シクロヘキサン分離施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) 水洗施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 乾燥施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3・2-b:3'2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 (ロ) ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 (ハ) ジオキサジンバイオレット洗浄施設 (ニ) 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの (イ) 廃ガス洗浄施設 (ロ) 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) 精製施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設 (ハ) 湿式集じん施設
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。))によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 精製施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの (イ) 廃ガス洗浄施設 (ロ) 湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
17	フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) プラズマ反応施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設 (ハ) 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)

問合せ先

和歌山市 企業局 下水道部

終末処理場管理課 水質管理班

〒641-0011 和歌山市三葛 510 番地の 1

Tel 073-447-3331

Fax 073-447-3825